

39きょう

●発行／(略称 労供労組協)
労働者供給事業関連労働組合協議会

〒110-0003 東京都台東区根岸3-25-6 タブレット根岸2F
電話 03(5603)4570 FAX 03(5603)7265
●発行人／ろうきょう編集委員会

昨年(2001年)二月六日、労供労組協は派遣労働者などにかかる事項について厚生労働省と交渉を行いました。この交渉には、厚生労働省の職業安定局及び保険局保険課、雇用保険課、年金保険課など要請事項にかかる担当部署の方々が出席しました。

厚生労働省の回答と対応は、今日の雇用が多様化・流動化している中で、現行の社会・労働保険の仕組みが実情に合わなくなっています。

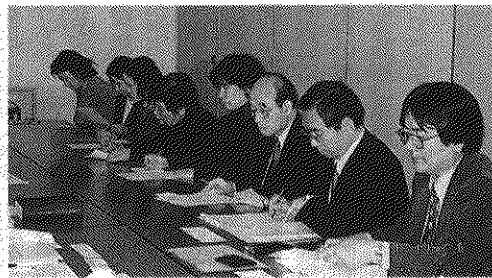
なってきていることをあらためて浮き彫りにしたもので、社会保障システム全体の見直しが求められているといえます。

新については、「実態をつかみ対応する」と述べました。

ソフトウエア業界の業務委託契約と称する違法派遣については、「実態を把握し、必要に応じて指導を行う。委託などといふ名称の問題ではなく実態に則して対応する」とこたえました。

(なお、労供労組協では、具体的な会社名をあげ、調査・指導を要請した)

政府が、派遣期間一年限度を「四五歳以上の中高年に限つて派遣期間三年」ということを検討していることについての質問に対するは、「あくまで、时限立法であり、今のネガティブの



政府が、派遣期間一年限度を「四五歳以上の中高年に限つて派遣期間三年」ということを検討していることについての質問に対するは、「あくまで、时限立法であり、今のネガティブの

派遣労働者への社会・労働保険の適用については、「三ヶ月以内の短期雇用の派遣労働者やヘルパーの雇用保険(日雇)適用についてでは、同一の事業主である必要があり、派遣先が日雇雇用保険の適用事業所として職安から認められる必要がある。

日雇い労働者は毎日職安に通つて認定してもらつており、『短

と思う」と述べました。労供労組協は、このことが常用雇用の代替にならない保障はあるのか、「四五歳以上の派遣期間三年が大量リストラを押し進める」といつながらことはないのか、などと質問ましたが、回答はありませんでした。

派遣労働者への社会・労働保険の適用については、「三ヶ月以内の短期雇用の派遣労働者やヘルパーの雇用保険(日雇)適用についてでは、同一の事業主である必要があり、派遣先が日雇雇用保険の適用事業所として職安から認められる必要がある。

日雇い労働者は毎日職安に通つて認定してもらつており、『短

社会・労働保険制度の確立を!

今まで、有期雇用契約の反復更新などにかかる事項について厚生労働省と交渉を行いました。



利確立に関する要望事項のうち、派遣法に違反して派遣先事業者が派遣労働者を使用した時には直接雇用とすることについては、「制度上難しいところがある」と述べ、派遣労働者の賃金は派遣先の同一業務を行う労働者と均等にということについては、「雇い主が違う（のでできないのではないか）」と述べました。

訪問介護、ヘルパーの待遇改善については、「介護報酬の実態調査は、当初介護報酬を決めた時に、身体介護と家事援助は2対1で区分し調査したが、複合介護は調査項目の中に入れていたかった。ヘルパーの賃金実態は2001年10月から調査をはじめている。家事援助における本来業務以外の作業の禁止

期的・一時的就労」は雇用保険の被保険者にはなれない」と述べました。

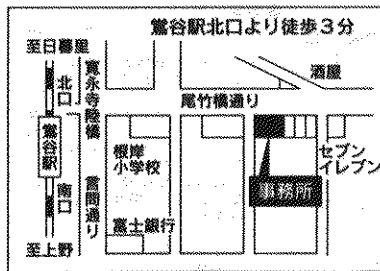
健保の適用については、「常用雇用の人を対象とした被保険者グループと国民健康保険のグループがあるが、派遣の空白期間があるので、適用モレがない」とあります。この空白期間がどの程度ある。この空白期間がどの程度なら継続雇用とみなすことができるのか、現在この「みなし期間」を検討している。派遣会社の保健組合であれば、適用基準が明確になり、派遣元がかわりに引き続いて被保険者でいる場合を検討している。派遣会社の保健組合であれば、適用基準が明確になり、派遣元がかわりに引き続いて被保険者でいる場合を検討している。派遣会社の保健組合であれば、適用基準が明確になり、派遣元がかわりに引き続いて被保険者でいる場合を検討する必要があるのではないか」など強く要請しました。

第一九回総会の会場内

日時：〇二年三月四日(月)

場所：タブレット根岸五階

開会式、一人三千円



派遣健康保険組合、設立準備すすむ

財団法人・日本材派遣協会が中心になって四月には「人材派遣健康保険組合」が設立される。

派遣労働者の場合、健康保険への加入は「正社員の四分の三以上の労働時間で二ヶ月以上働く」場合には加入が義務づけられるが、派遣期間が終了すれば無職となり、市町村の国民健康保険に加入することになる。

しかし、派遣会社は、派遣労働者を派遣した時は資格取得届、派遣期間が終了して時には資格喪失届などの事務手続きをしなければならない。一方、派遣労働者は、派遣期間終了後は自分で国保への加入手続きをしなければならないなどの煩雑さもあって、国保にも健保にも入らない派遣労働者も多い。また、派遣元は保険料の事業主負担を嫌って健保加入を積極的に呼びかけない例もある。

労働組合事務局は、人材派遣健康保険組合準備室を訪ね、日本人材派遣協会鮑崎東副本長、設立準備室の毛利禮三事務局長らにその概要をお聞きした。(文責・事務局)

保険について検討することにし、派遣労働者二~四万人の就労実態を調査し、健康保険組合を設立することにしたもの。

この健康保険組合は、総合健

康保険組合で、加入予定の派遣会社は約一〇社、被保険者数は約八万人の規模になる。

設立の課題は、(1)一つの派遣元からの派遣期間が終了し、別の派遣元での派遣先のが決まるまでの空白(無職)期間をどうするか、(2)同じ派遣元の場合で次の派遣先が決まるまでの空白(無職)期間の扱いをどうするかだったという。

厚生労働省との話し合いで、(1)次の仕事を探している空白期間一ヶ月間は、任意継続被保険者扱いにして、引き続きその健保組合の被保険者とする。その間の保険料は事業主分も負担することになる。ただし、負担する

(検索条件)①就業形態・一般

六日、(四時)

(検索条件)①就業形態・一般

③「情報提供の問題点

厚生労働省「しごと情報ネット」、情報提供の問題点

厚生労働省が運営する「しごと情報ネット」での情報提供について同サイトには、「しごと情報ネットは、民間職業紹介事業者、民間求人情報提供事業者、経済団体、公共職業安定所等の情報ネット」(以下略)とあります。この情報ネットは、インデックス情報をインターネットを利用して一覧、検索できるようにし、システムとリンクしている各機関のホームページを開拓する等の方法によって、詳しい求人情報をアクセスすることができるしくみ等です。と書かれています。

実際に使ってみて本来の趣旨に沿わない以下の問題点があることがわかったました。

①「求人件数」に有料職業紹介事業者であるにもかかわらず自社名を掲載。

②「業務の内容」が具体性に欠ける(システム、ソフトの受託開発、「社内システム、ビジネスシステムに関する開発」など)。

③「詳細情報へのアクセス」

新連転、福祉輸送の企業組合設立

●検索結果件数: 539件

会社名	検索数	詳細情報	掲載分類
A社(※)	494件	あり(注)	B
B社	15件	あり	A
C社(※)	14件	あり	B
D社(※)	8件	なし	B
E社(※)	2件	あり	B
F社(※)	2件	あり	B
G社(※)	2件	—	C
H社	1件	あり	A
I社(※)	1件	—	C

上記の※印社は情報提供に問題がある。

新連転が少子高齢化が進むなかで、中高齢者の雇用創出をめざして準備をすすめてきた福祉輸送サービスの企業組合「ロマン交通」が昨年二月に関東運輸局の認可を得て設立されました。

新連転は、交通運輸にいたざわる労働組合としてこれまで四年の歴史をもっています。これまで培つてきた技能をいかし、新たな分野で社会的役割を果たそうと奮闘しています。

障害者や高齢者などは日常生活の中で外出などにはどうして

が単にその情報提供業者のトップページにリンクされている。

④仕事の詳細情報がないサイトがある。

⑤仕事の詳細情報をあるが直

接リンクされていないため、し

ごと情報ネットで検索した仕事

情報の詳細を探すのは困難なサ

イトがある。

以上のようすに単に自社(職業紹介)への登録をしてもらうこと

を目的としているケースも見

られます。

労働組合では二月から「しごと情報ネット」の運営会議に委員として参加します。問題点を明確にして、本来の趣旨に合った、求職者に役に立つサイトとして運用ができるよう協力していきます。

●掲載分類

A: 具体的な仕事情報を提供している
B: 一見仕事情報を提供していないように見える(検索結果だけを見ると)が「詳細情報提供業者のアカセス」がそのまま見られるだけでは仕事ではないかまたはない
C: 具体的な仕事情報の提供でなく、自社の募集(登録など)

(注) しごと情報ネットで検索した仕事情報の詳細をさがすのは困難